

地域名称とその意義

——地域形成の歴史地理——

山口 恵 一 郎

第一項 地域形成と地域名称——その歴史地理学的解釈

第二項 自然地域と文化地域——地域名称の種類と性格

第三項 地域名称の集成——その地名誌論考

例示の一 山梨県

例示の二 徳島県

地名誌論考——例として山形県

第四項 地域名称の諸類型——その分析と特質

註 地名構成における段階史方式

第一項 地域形成と地域名称

——その歴史地理学的解釈

この種のテーマに関するこれまでの私の論述^①を通してみられる主旨は、名称が担うところの地域の形成過程を求めることにある。地域の形成過程とは、すなわち現実にもしくは概念上で、地域としての統一を与えていくプロセスとその結果であり、私は従来しばしば自己の研究対象とする都市ならびに地名の分野において、「地域形成」なる

語をもってこれを表現してきた^⑩。「都市化」もこの観点からする地域形成の一現実、一概念にすぎず、「開発」もまた同様である。開発—この言葉は、最近は土地に関する概念だけでなく、換言すれば地理的意味に重点が置かれた用語とだけにかぎらず、各面で用いられるきわめて広範な意味の用語となったが、あえて「地域開発」というまでもなく、これは要するに地域形成のひとつの形態である。しかも、作爲的、計画的な性格を強く含むものであり、この「作爲」のウエイトは現代においてはますます増大している。

古くは作爲のウエイトが今日より低かったにせよ、開発の一形態としての地域形成は当然ながら歴史地理学的に重要な意義をもつ。地域概念の形成に関するインフォメーションを与える基盤としては、成文法的に規定された地名以外にも、古くからの生活単位空間（地域）を『地域生活上』『日常的に』規定する地方汎称や通称、俗称などがある。今日でも地域概念の基調として生きているこれら不成文的名稱を、その礎材としての意義に着目し、地域形成の観点からアプローチすることは、まさに歴史地理学のカテゴリーに属するものといわなければならない。いいかえれば、地域名稱を歴史地理学的に解釈することは、地域形成の歴史地理を求めることである。

第二項 自然地域と文化地域

——地域名稱の種類と性格

地域名稱は地名のひとつであり、大別すると自然的なものと文化的（人文的）なものとなる。これを自然地域名と文化地域名とよぶと、これらはおよそ次のように規定される。自然地域は自然的要因によって規定され、文化地域は文化的（人文的）要因によって規定される。グローバルな観点に立てば、気候帯や気候区などの稱は気候を主体と

する自然的要因にもとづく自然地域名であり、コログラフィックないしはトポグラフィックな観点に立てば、主として地勢（地形）を主体とする自然的要因によって規定される自然地域とその名称とがある。たとえば山地とか平野とか半島とかの名称がこれにあたる。

文化地域は、きわめて広範な概念から成るもので、行政地域、集落地域、経済地域、交通地域、等々、いくたの種類を考えることができる。歴史的に成立した地域単位に対して伝統的に慣用されてきた呼称をもつ生活空間を歴史地域と称するならば、地方汎称や通称などによって示される地域は、その具体的な代表例である。歴史的遺制としての地名は、こうした地域を反映するものと考えられる。この場合、地形的要因によって規定される自然地域が、具象としての地形要素の上になりたつのに対して、歴史地域は明確な具象を備えない歴史的潤色の上に成立し、概念として存在する性格が強い。

今日、市町村名や字名は、成文法的な、もしくは準成文法的な背景によって規定されている^⑥。したがって歴史遺制としての地名のうち、成文化されずに現在にまで至っているものが、つまりは地方汎称や通称、俗称として取り扱われることになるのであるが、その点は山や川などの自然地名と同様であり、その成立の過程を通じてみて、いわば成文法的な背景で裏づけされていない。ただし、今日通称などとして残っているものの中には、かつて一時的に成文的な裏づけをもったものもあり、これが地名の消長に大きく影響をもたらしたことがあったが、しかしその歴史的風土に密接する生活意識には、市町村名などともにきわめて根強いものがあり、成文化のいかんを問わず、地域への浸透性は大きい。しかも、しさいにみればその浸透性には個々にいくたの段階があることが知られるが、いくたの段階すなわち名称流通の状況に応じて、それぞれに地域形成の強弱を示すものと考えられる。こうした点で、歴

史地域名は、消滅したものの、ノ化石化ノしたもの、生きているもの、等、現代的意義からそれらを区別することはもとより必要ではあるが、それらのいづれたるとを問わず、その学問的価値は本質的に同等である^④。

にもかかわらず、自然発生的な性格がそのままに成文的に規定されないうことのために、俗称、通称などの地名が、各方面の地名取扱い^⑤に際して第二義的、第三義的の意味しかもたないように考えられがちである。また、上述の所論からいえば、この態度は改められなければならない。俗称や通称などは地域形成のプロセスを個人的に説明するそのものとして把握されるからである。

第三項 地域名称の集成

——その地名誌論考

さて、第一項で述べたような歴史地理学的な解釈は、各種の地域名称について重要であるが、素朴な地域形成の研究のためには、とくに歴史的潤色の上に成立した地域名称が、まず第一の対象として取りあげられる必要がある。歴史的潤色の上に成立した地域名称とは、具体的には上述のような汎称、通称、俗称とかのことにほかならないが、そのためにはこれの集成が最初の段階として考慮されなければならない。しかしながら、この種の名称はこれまで全国的に集成されたことはなかった。したがって何よりもまず、これの推進されることが先決問題である。

第二項末尾に示すような意味からして、その集成の方法は地誌的、个性的である^⑥。したがって、長期にわたる地方口伝や地方文献の綿密な採集によるほかないが、その態勢も整わないままに、満足しうる集大成は一朝にして成らない。してみれば、可及的段階でいちおうよしとするのもやむをえない。以下、その程度の採集成果としての価値し

かないが、若干の例示を掲げる。

例示の一 山梨県

- 甲斐を二分する古称の一。郡内に対す。大菩薩―笹子―御坂山地を連ねる嶺線以西。甲府盆地を国中平野という。
- 甲斐を二分する古称の一。主として近世、郡内領。桂川流域、南北都留郡の地域。
- 東山梨・東八代郡の地域、笛吹川流域斜面。古くは東郡という。峡は「かい」（狭隘、はざま）、甲斐の意。
- 中巨摩郡の釜無川以西の地域、古称西郡。また筋名として西郡筋という。
- 甲府市・旧西山梨郡（現在甲府市域）、中巨摩郡の釜無川以東の地域。筋名として中郡筋。
- 北巨摩郡の地域、釜無川上流域斜面。
- 南巨摩・西八代郡の地域、富士川上流域斜面。河内の称がある。
- 富士川支流早川の山地河谷圏。白峰山（白根山）の西腹、静岡県大井川源流域の田代入に対し、上流、野呂川入（古くは能呂川入とも書いた）、東側の反対斜面、御勅使川入に対すの称。
- 峡西の一部。甲府盆地西縁に臨む山間部の古い通称。御勅使川上流や楡形山麓の山村地帯。原方・田方に対すの称。
- 峡西の山方・田方に対すの称。甲府盆地西縁扇状地の原野における農村地方の古い通称。御勅使川扇状地面はこの地帯の中心をなす。古くから牧馬の地で柿栽培、田方の米麦との交換経済や行商に依存していた。
- 峡西の山方・原方に対する甲府盆地床の水田地帯をいう古い通称。
- 岳麓地方。富士五湖地方、または単に五湖地方という。富士山北麓の高原地帯。南麓静岡県側の岳南に対する。
- 五湖地方。岳麓。
- 河口湖周辺。北富士西組入会村の地域に対すの通称。これに対すの剣丸尾―三ツ峠線以東の富士吉田を中心とする東組には、東方の称がとくに認められない。
- 山方。郡内の一部。忍野、山中湖周辺。本来、岳麓の中心吉田より低文化の地という意味で呼ばれたが、その意味はしだいに失われている。

上郷
下郷

郡内南都留郡桂川流域を二分する通称、その北半部。谷村（都留市）を中心とする地方。前記に対する称、その南半部の通称。吉田（富士吉田市）を中心とする地方。西桂は上郷に属するが、吉田の発展により経済圏的には下郷に含まれるようになった。

近世には、山梨・八代・巨摩（いま巨摩）の三郡（これらは明治期になって東西あるいは南北中にわけられた）の国中を九筋二領にわけた。すなわち一種の行政地域としての次のごときものがある。これらの歴史地名は今日ほとんど使われなくなっているが、その概念は前記の峡北、峡南……などの称となって生きている。

栗原筋 栗原は東山梨郡日川上流域、勝沼に至る地方。筋名としては笛吹川東方の総称。現在の塩山市、山梨市近在までを含む。

万力筋 東山梨郡、笛吹川以西の地。

北山筋 甲府市の北域地方。旧西山梨郡の北部地域。

中郡筋 旧山梨郡南部、東八代郡西部、中巨摩郡東部を総括した甲府南方の地域。境域固定せず。

大石和筋 東八代郡東部。石和町東方にあたり、金川流域の地。

小石和筋 東八代郡中部。石和町南方にあたり、小石和は笛吹川・平等川間の地。筋名としては笛吹川以南丘陵山間を含む。

逸見筋 北巨摩郡、釜無川左岸の地。本来は速見、慣用逸見、俗にしばしば辺見、古くから坂上、逸見台の名があった。逸見筋は塩川流域を主とし北山筋と武川筋との間の地を総称。八ヶ岳南東麓の裾野を古く逸見平と総称したが、大泉、小泉

（いま大泉町）の地が主体、井出原、念場原などにわかれる。

武川筋 武河筋とも書く。北巨摩郡。釜無川をはさんで逸見筋と相対する右岸の地。大武川、小武川を中心とする地域。

西郡筋 中巨摩郡。釜無川以西の地。盆地の口を扼し、これにひらける罅沢以北の南巨摩郡、市川大門付近の西八代郡の地も含めて使用されたようである。

河内 西八代、南巨摩郡。罅沢以南、富士川流域、静岡県界までの汎称。近世河内領、東西にわかつ。東河内は八代の地、富士川東岸、六組の称あり。西河内は巨摩の地、富士川西岸。

通称とか俗称とかで呼ばれる地域名の範囲によって生ずる地域区分は、地域性認識の有効かつ適切な手段である地域設定の礎材であるとともに、あるものはそれ自体、裕に一個の地理区としての意義をもつ。地域区分は、その思考体系としては大地域から小地域へ（全体から個へ）の方向を指向するが、地域形成はその逆の思考体系を指向する概念であり、究極的には本質的におなじ対象を追究するものである。この種地名の集成の意図も結局この点に強く根ざす必要がある。以下の地名誌論考とは、要するに地名の地誌的解釈に則ることである。

山形県

山形県の地域形成の系列は、大きく内陸地方と沿岸地方とから成りたつ。この点は北隣の秋田県も同様で、ともに東北地方の日本海斜面（出羽）の地域性を構成するものといえるが、それでさえ、最上川というひとつの要素によって統一されることが、この県の地域形成にみられる大きな特色である。

〔最上・村山〕 最上は、古くは最上川中流域の内陸地方（または単に内陸、奥羽山脈と出羽山地との中間部）の汎称。上山から新庄にいたるメディアングループの盆地列を総括した地域概念で、上流の置賜、下流の庄内（荘内）とともに、最上川圏を大きく三分する広域圏であった。今日では、その北辺の最上郡新庄地区の称。この間には領域ならびに名称設定の変遷がみられる。

建郡制下、古代圏「最上」はおなじく「置賜」とともに陸奥から出羽へ移され、さらに最上郡を二分して最上・村

山を置いた。このとき北を村山、南を最上としたので、「中世最上」は今日のほぼ村山に、「中世村山」は今日のおよそ最上（最上郡に北村山郡を含む範囲）にあたる。しかるに戦国騒乱に際して、山形に居を占めた最上斯波氏勢力の伸張にともない村山をあわせた最上領の拡大が、村山の郡号をしだいに有名無実のものとするに及び、「中世村山」の概念も消滅するに至った。すなわち実質的に「古代最上」の再現である。最上氏滅亡後、自然消滅の結果となつた村山を復活したが、このときは「古代最上」の北部を最上、南部を村山とし、中世圏とは南北相反する形をとつた。これ「近世最上」と「近世村山」の成立であり、今日の地域概念の端緒である。

かくて「近世最上」は「古代最上」の北辺の一隅に収縮した。いまの最上郡の地域が、今日、最上地区（最上地方）の呼び名でよばれるところであり、最上川上中流域の内陸地方は完全に最上・村山・置賜の三地区に区分対比される。近時、最上地区は地域の中心都市の名をとって新庄地区（新庄地方）とよばれることが多くなり、しだいにこの呼び名が一般化しつつある。村山は明治十三年東西南北の四郡に分割されたが、近時の合併ブームで南村山郡は山形市の拡大、上市市の成立によって消滅した。村山地区（村山地方）もまた中心都市の呼び名で山形地区（山形地方）というのが一般化しつつある^⑥。

〔小国地区〕 最上郡の東部、奥羽山脈中の一小盆地（小国盆地）とそれを限る山地とから成る山間盆地圏を古くから小国郷といい、今日では現代流に小国地区、小国地方という。「最上」の一部をなすが、比較的隔絶性が強く、新庄盆地と対抗的な地域構成をもつ。しかし経済的条件は微弱で、新庄盆地への従属的性格が濃厚である。東西両小国村の地で、いま両者合併して最上町となり（昭二一九）、一行政区としてまとまった。

〔尾花沢地区〕 「村山」の北部。尾花沢・大石田を中心とする北村山郡の北部の地域をいう。山形盆地（村山盆地）

の北部は尾花沢・村山両市間の丘陵でわずかに区切られて尾花沢盆地が形成されるが、この地域はそこから北の方にあたる。この丘陵によってつくられる狭隘はきわめて低平で、盆地南部との連続性が強く、尾花沢盆地は村山経済圏下の一翼というよりも、むしろ村山経済圏そのものという性格によって成立している。したがって、尾花沢地区が「村山」・「最上」間の一亜区としての存在を認められても、ほとんどその価値はなく、小国地区が「最上」の一亜区として成立するよりも、はるかに成立の意義を失っている。つまり尾花沢地区の設定にはそれほど重要性が認められないのである。

〔置賜〕 最上川の最上流圏で、「中世最上」に対する古くからの地域単位を構成した。古くは「おいたみ」とも呼ばれている。米沢・長井の二市が成立しているが、本来東西南三置賜郡の地である。三郡の分立は明治以降のことである。

〔米沢地区〕 置賜の首邑米沢は、慶長年間に都市的形態を整えた近世城下町として、その地方中心の性格をもちつづけた。したがって「現代最上」が新庄地区と呼びならわされるのと同様に、置賜が米沢地区と呼ばれる必要性を採るのは領けるが、しかし米沢地区の称はむしろ置賜領内の一部、東置賜・南置賜両郡の地をさしているものといえる。これは最上を新庄と置きかえるのとやや意味が異なり、米沢地区は単なる置賜地区の呼びかえではなく、他地区の併存をとまなう亜区の成立として把握されるのが妥当である。

もつとも、最上にあっても小国地区は最上の亜区として存立し、これを除いた最上に対して新庄地区の称を当てるとすれば、つまり新庄地区という場合には小国地区を含まないというのであれば、やはり新庄地区は最上の亜区といえるが、使用慣習の上では最上と新庄地区とはとくに区別されていない。概念構成の上からは新庄地区の称は小国

地区を含まないとみるのが、理論的に系統づけるには都合がよいと思われるが、実際はかならずしも理論通りに体系づけられないのが現状のようである。

〔屋代地区・屋代郷〕 米沢盆地東部、屋代川の溪口集落で城下町の高島を中心とする屋代郷三万石。江戸中期には幕領であったこともあり、屋代郷の地域概念は比較的残存しているものとみられる。しかし米沢地区の亜区であって、とくに強固な地域区分を構成するというほどではない。

〔長井地区〕 西置賜郡東部の長井盆地を中核とする地域。概略長井市・白鷹町の地であるが、本来の地域概念としては行政区の範囲とはかならずしも一致しない。長井盆地は米沢盆地の北西に接続する一個の地形単位であり、両者は今泉山と眺山の低い丘陵で画されるが、広義の米沢盆地として一括されうる性格をもつ。この間の事情は尾花沢地区の場合と類似するものとみてよい。

置賜盆地という称呼は米沢盆地の別名として、しばしばむしろ古いタイプの呼び名として用いられるが、この場合には米沢盆地を広義に解する立場をとるのが自然である。ところが使用慣習の上では、置賜盆地と米沢盆地との称呼上の関係は莫然としており、地域名のもつ概念は固定していない。置賜・米沢・長井などの各地区の設定は、それら地域名の成りたちの上からみて、それぞれの盆地名と無関係には考えられない。

〔小国郷〕 西置賜郡西部、新潟県寄りの山地帯。小国盆地を中核とする河谷盆地圏。おなじ県内にあるだけに、最上小国と混同されやすい。出羽飯豊山地の山間経済圏で、古くから越後との関係が深かったが、交通系統（主として道路）の変革により米沢との結びつきが強くなり、置賜地区の一部としての実を備えたといえる。昭和二十九年小国町を中心とし南北両小国村で小国町をつくったが、三十五年津川村を編入し、旧小国郷四ヶ村を一行政区として統一

した。

〔庄内・荘内〕 最上・村山・置賜の内陸に対し、山形県海岸部の地域を形成する。庄内・荘内の両様が使用されているが、この混用は古くから見られるところで、どちらを主体にとるかを決定することは困難である。庄・荘の字義に関する詮索はいま措くとして、今日庄内の書式が比較的多いのは、いかなる理由によるか不詳であり、本質的に両字の義ほとんど変らないとすれば、その意義もとくに認められない。秋田県本荘の「荘」、埼玉県本庄の「庄」が、成文的な裏づけのゆえに、現段階において書きかえられないのとは異り、この種の地名にはこうしたユレがある。日本語の鷹揚さ、寛容性が地名にあらわれた例であらうか。

庄内はもとと庄（荘）の領域内を意味する普通名詞であり、国府・府中・国中（佐渡・甲斐・大和などにみられる）・郡内・郡中などとおなじように、普通名詞がその地域に固有化したものである。したがって、庄内という地名はここ以外にも見られるが、全国的な規模で庄内といえ、この地をさすように固定化されてきたところに意義がある。あたかも岩手の「下北」がローカルとなつて青森の「下北」がその称を固有化したように、そしてまた、わが国で「内海」が瀬戸内海を意味し^①、ヨーロッパで「地中海」が欧阿地中海を、アメリカで「ガルフ」がメキシコ湾を示すように、特定の地域が一般普通名詞に固有名詞の地位を与えた好例である。こうした問題は地域認識の拡大にもなつておこる当然の経過である。

庄内は出羽山地の脊梁以西、山形県の日本海斜面に対する総称であり、庄内平野を地域的主体とする。最上川を境にして北の鮑海（川北^{あぐみ}と川北^{かわきた}という）、南の田川（川南^{たが}と川南^{かわみなみ}という）の二地区にわけられるが、もともと庄内は田川郡大泉郷の庄田から起つたもので大泉荘内を意味し、中世その地頭たる大宝寺武藤氏の領域を称していた。戦国の世、鮑海の遊佐

氏と争つてその領域を併せてから、庄内は川南・川北両地域にわたる汎称となった。中世末（室町後期）の新開地を意味し、庄内平野に特有な地名である興屋（興野・高野など）は、こうした汎称としての庄内が成立した頃と併立し、近世の新開地である新田地名の分布は、とくに川北に多い。興屋は置賜にみられる高野・小野と同性格の成立過程をもつ集落である。

〔川北〕 庄内のうち最上川以北、飽海郡の地。飽海ともいう。飽海は郡号（寛文年中復号）からきた地域名、川北は俗称である。飽海は天正以後遊佐郡（遊佐は荘号）とも呼ばれたことがある。

〔川南〕 庄内のうち最上川以南、田川郡の地。田川ともいう。その成立は飽海とおなじ。明治以降東西二郡を形成している。

〔山浜〕 庄内の海岸を庄内浜といい、その北半部は砂丘地帯、南半部は岩石海岸をなす。山浜地方はこの南半部の称である。庄内浜はしばしばこれに対する語として北半部の海岸砂丘の地域をいうこともあるが、山浜の称がしだいに廃れつつある傾向もあって、庄内全般の海岸をさす性格が強い。

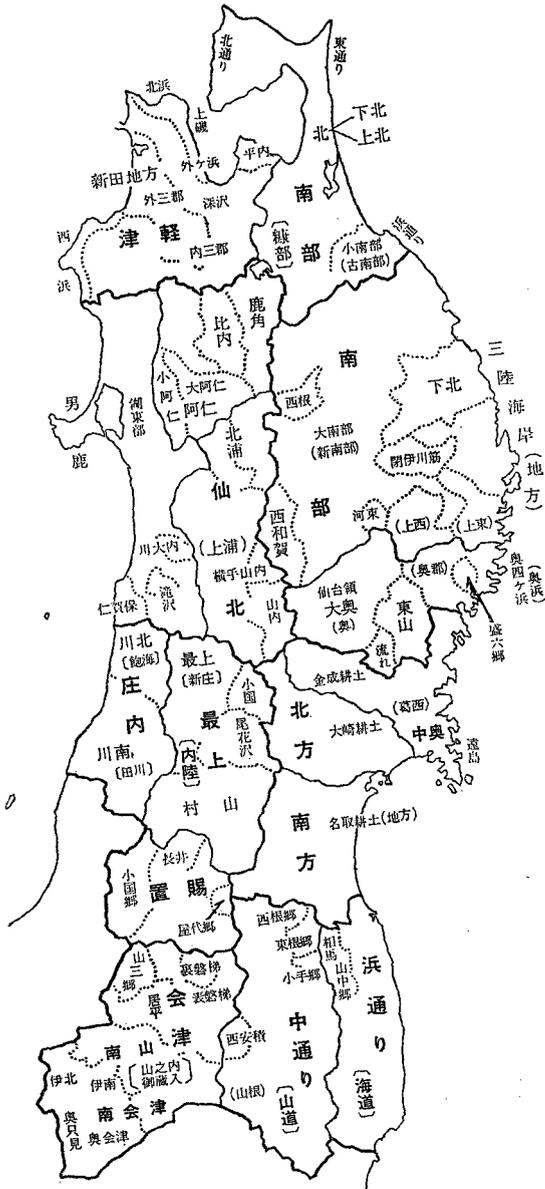
第四項 地域名称の諸類型

— その分析と特質

地名の形式（にあらわれる地域概念の性格）による類型を求めると、都道府県別単位に眺めた場合、およそ次のようなタイプがみられる。以下、代表的な類型について、地域の大きさとの関係を考えながら、それぞれの特徴を分析し、結果を要約する。

一、大区分的分轄型

全県もしくは県域の大部分を東西南北中、前後、上下、内外等を付して分轄する地名型で、府県単位にみる場合の大地域区分に多い。しかしここにいう大区分とは、全地域（小地域であってもよい）を数個に区分することを概念基底にもっている」と認められることを意味する。つまり、その全域の一部分だけを画する概念ではなく、地域区分的概



歴史地域名称——奥羽の例

念で成りたっているものである。これは名称としての形のうえでは対称をとまなう。すなわち対応型 (corresponding pattern) である。

1 東西南北型では、東西南北等が国名につく型式が一般的で、これは当然県名につく形式より先行する。紀北(和歌山)⑩・阿南(徳島)などのように国名の後につく型と、東三(東三河)(愛知)・中和(奈良)・西讃(香川)・南薩(鹿児島)⑪などのように前につく型とがあるが、造語上でも地域的分布の上でも法則的なものは認められない。東三河略して東三というような型、あるいは中和(大和中部)のような、国名の第一字(上の字)をとるか、第二字(下の字)をとるか、などの点は、呼称上の慣習や便宜にもとづき、とくに理論的な裏づけは見出しえない。

2 峡東(山梨)・呉西(富山)⑩・嶺南(福井・愛媛)のように、国名の異称や変形、あるいは境界をなす自然地名などと造語するものは、歴史的風土の形成に関してより適切である。文化的地名と造語するものには、城南・城北(東京・大阪・熊本)などの型がある。地域の大きさからみれば、きわめて恣意的で、峡東・峡西……などは国中(大区分)の亜区としての性格をもち、実質的には郡単位(タイプ六)であるが、呉東・呉西は大地域的である。また、黒東・黒西(富山)⑩は概念構成の上では呉東・呉西と同系であるが、後者のような大区分的意義をもたない点で、その地域的意義はよりローカルである。甲南(兵庫)⑩・鬼北(鬼北郷ともいう)⑩(愛媛)⑩・渭東(徳島)⑩・渭南(高知)(タイプ七の項参照)などもこの系統である。

3 前後上下、表裏内外型は時に「中」「央」をともなって二区分、三区分に大別する性格をもつが、国単位あるいはそれらを集めた道単位の広域圏を指向する傾向がある。表裏内外型は昨今ではむしろ新しい地名タイプとして地域を概念づける傾向もある。

4 南方・北方(宮城)のタイプは形としては五の型と同じであるが、概念構成の上で異質である。すなわち概念構成上からは前項1の変型であり、固有部分の称の省略形と考えられる。したがって、この場合には大地域型である。

二、藩領区分型

「通・筋・入などの型でよばれ、中小地域を規定するのが一般である。寛文中の奥南(奥州南部)領域内十郡三十三通(また三十六県)などは一種の行政区であって六の範疇に属するといえる。「通」は村里を組合せて一つの地域をつくり交通線に沿って設定された領内区分である。同じような意味をもつ甲州の逸見筋、諏訪の下筋・中筋などは、河谷に沿う自然地域型でもあり、藩領区分的な生活圏型でもある。「入型では甲斐の早川入など流域型の点は筋型と似ているが、会津の御蔵入(南山・山之内などともいう)のごときは、異質地域の形成という点でやや性格を異にする。

これらの性格を通して求められる一つの類型は、多分に歴史的潤色の上に成りたつので、歴史地域名称として明瞭なタイプをつくるものとして意義がある。なお、福島県の浜通り・中通りはその地域区分的な性格からみると、別類型の大地域型で、タイプ1の系列に属するものと考えるのが至当であり、そして福岡県糸島半島基部の中通などは、その小地域型をなすといえる。

三、郷名 型

保内郷(茨城・愛媛)・山路郷(和歌山)・亀田郷・白根郷(ともに新潟)・入郷(宮崎)・白川郷(岐阜)、等々、事例は多い。中世の「郷名」以来その概念を承継ぎ、近世において復活的に確立した地方・村落制度にもとづく概念で成りたち、一般に小地域型である。新潟県に多いこの種の郷名は新田地帯の小区分的な地域を示すようであるが、とくにそ

の山間盆地列に多いのはやはり中世的起源の性格を推測せしめる。今日の状態からは、多くは一つの中心都市をもつ都市圏型地域であり、その点、小規模ながら nodal region 的であるが、集積的機能をとくにもたない集落の散在する山地型もある（たとえば白川郷）。

四、自然地域型

山内・山中型、河谷型、浜・浦型などがみられる。山内・横手山内（ともに秋田）・山中（群馬・奈良・岡山）・西山中（長野）^⑧等、国中・郡内・郡中などのように普通名詞が固有化した。地域意識を明確にするために、相馬山中郷（福島）のごとく固有名を冠したものもある（これはさらに郷名型と結びついている）。西浜七谷（新潟）・十三谷など（富山）・右谷・左谷（ともに福岡）などの河谷型は、小地域を規定する最も普遍的な自然地域型で、羽後の山内を構成する稲庭（新潟）と田子内（福島）など、固有ローカル名の河谷型である。

タイプ二も地形的にはこれとほとんど変るところはないが、この型は藩領区分型のような史的背景に乏しく、生活圏型に近いタイプで自然地域的に規定するところに特徴がある。したがって、最も素朴な、原始的な地域形成の類型であるといえる。

五、生活圏型

「方・」根などの型がみられるが、タイプ一のものに示す南方・北方のような大地域型ではなく、自然地域的に規定される小地域型である。第三項例示の一、山梨県の項に示した山方・原方・田方、島嶼部にみられる地方・島方（たとえば愛媛）・島末（周防大島）、山麓部の西根など（岩手・福島）が例であり、経済圏的性格も加わり、名称自体の固有性は薄れる感がある。

六、行政圏型

概括的に新旧両タイプにわけられる。奥郡(宮城)のような^{かくわり}郡型は大区分的分轄型でもあり、ほとんど死滅した近世以前の遺称であるが、^し部(一方部)・^し区は明治型、^し地方は新称で、いずれもおおむね小地域型に属する。統計区分型や管轄区分型は比較的最近の使用にかかるもので、郡名の組合せ的なものが多い。東青・三八^{まなび}(ともに青森)・八楽(愛知)^{はつらく}など、その例である。これらには各種の管区なども含まれるが、その性格上きわめて恣意的、任意的、便宜的であり、地域名としての固定性は浅く、本稿の主対象とはなりにくい。

七、特殊固有型

特定の地域だけに着目してその地域を名称的に意識する度合が^{よく}、地域区分的な全域意識がない。その点でタイプ一と対照的である。韭生・津野山(ともに高知)・北浜(鳥取)・牛屎(鹿児島)(後二者は現今消滅)などのように、固有の名称そのままで地域をあらわし、あるいは固有性のつよい造語で表現される。文化地域名としては最も純粹素朴なものであるといえよう。

渭東(徳島)・渭南(高知)などは形態的にはタイプ一であるが、地域名としての意義の上では特殊固有型であり、湖南(神奈川)もまた同類である。全域意識がないから、対称をもたない非対応型(discordant pattern)であり、地域の大きさの点では小地域型ないし中地域型である。

八、新興地域型

近代的、現代的な地域形成にみられる。広義には明治以降にうまれた地域概念をあらわす名称の総括的な類型であるが、現実には現代的感覚による地域設定にウェイトがかかる。タイプ六の統計区分・管区型もこの一種であるが、こ

れらはある分野での便法であつて、かならずしも一般性をもつものではない。一般性をもつものとしてこの類型に含まれる主要なものゝは観光開発における地域形成であり、この意味で観光型ということもできる。地名の語構成からは、裏磐梯（福島）・奥日光（栃木）・口能登（石川）^{がはらう}・外房（千葉）^{そとぼう}のように表裏内外型が多く、これには表磐梯・日光・裏日光などと対応型もあるが、本質的な性格からは非対応型の特殊固有型である（註⑩「南紀」の項参照）。

歴史地域の名称は法則的につくられたものではない。したがつて以上の類型の分析にみられるように、各類型の間には性格的にオーヴァラップすることもあり、一つの名称が数類型にまたがる場合もある。地名がもつ地域形成の性格を判断するのは、一つの基準で統計的に処理するような明快さの上に立てられず、いわば「総合的に」割りだされた結果にもとづくものである。類型の立て方に若干の異同があつたとしても、その類型が地域形成を追究することを念頭において立てられたものであるならば、そうした異同は問題でない。

各類型の地域分布についても、法則性や傾向性は認められない。地域形成の新しい北海道で、在来日本にみられるような歴史地域の成立をみないのは当然であるが、在来日本のなかで府県ごとにみた場合、歴史地域の成立に程度の差はあつても、そのことに有意性はない。地名採集がさらに進めば、その程度の差は縮まり、あるいはなくなるからである。結論的にいえば、日本の文化形成の東漸、北漸の傾向にもかかわらず、現在に残された歴史地域の成立は、北海道を除き近世的である。それ以前のものゝも近世的に再編されている。かくて、日本の近世はすでに地域の形成を概念づけてゝいた。西日本も東日本もこの点ではあまり差がない。そしてこのことは、同時に類型分布の地域性に顕著な特徴のない理由としても考えられるのである。

註

① 次のような一連の拙稿がある。

文化地域名の集成について、文化地域名誌考Ⅰ（青森県）地理調査所時報21 昭和三十一年

文化地域名誌考Ⅱ（岩手県）地理調査所時報23 昭和三十三年

文化地域名誌考Ⅲ（宮城県・福島県）国土地理院時報25 昭和三十五年

文化地域名誌考Ⅳ（秋田県）国土地理院時報27 昭和三十七年

通称・俗称等の意義—文化地域名称論—「地名時評」⑧ 地図の友 57号 昭和三十九年九月号 地図協会

風土と地名—その保存と改名の問題—「地名時評」⑩ 地図の友 65号 昭和四十年六月号 地図協会

なお、自然地域名については

日本の主要自然地域の名称の統一について 地理調査所時報17 昭和二十九年

日本主要自然地域の名称の設定 地学雑誌 六四—一（六九五） 東京地学協会 昭和三十年

日本の自然地域と文化地域 とくに自然地域の名称について 地理二—三 昭和三十二年

また、前掲「地名時評」（地図の友）シリーズのうち①と②（昭和三十九年一月号と八月号、四・五月は合併号）で自然

② 以下の拙稿がある。

Regional Differences in the Process of Urbanization in Japan;

Proceeding of IGTU Regional Conference in Japan, 1957

日本における都市形成過程の地域性 地理学評論三〇—九 国際地理学会議提出論文要旨集 昭和三十二年

地域形成における地方都市の問題点 日本地理学会 昭和三十六年秋季大会発表 要旨

地方都市の市街機能構成 日本地理学会 昭和三十七年秋季大会発表 要旨 地理学評論三五—一二

大都市郊外の地域形成 日本地理学会・人文地理学会 昭和三十八年秋季大会発表 要旨 地理学評論三六—一二 人文地

理一五一—六

都市地域形成の世界史的系列における日本の特質 歴史地理学紀要4 アジアの歴史地理 昭和三十七年

都市地域形成における産業革命期の意義 歴史地理学紀要6 産業革命期前後の歴史地理 昭和三十九年
都市図の地理学的理論 地図二一 昭和三十九年 日本国際地図学会

都市化のあゆみ 『日本の都市化』第一章 都市化の現代的意義 昭和三十九年 古今書院

③ 地方自治法第三条および第二六〇条

④ 註①に示す「文化地域名誌考」Ⅳ（国土地理院時報27）の論考のなかで「地名の段階史方式」論を発表した。以下にその抄録を示す。

地名構成における段階史方式

地域概念を負うものとしての地名の成立、推移などのプロセスにたいする問題は、地名を生きものとして考える以上は重要な関心事である。

比喩的な観点からデーヴィス流の地形輪廻の考えを適用するならば、たとえば羽後の北浦と上浦との「侵蝕段階」は異つた時期にある。

——北浦・上浦は秋田県の仙北を二分する称。仙北は中世起源の称で、雄物川上中流水系を一括する広大な縦谷圏。在来、雄勝・平鹿・仙北の三郡にわたる汎称。北浦はその北半を占め、北浦・上浦の併称が顯著であった室町期には、衰微した郡名に代る地位をもっていた。今日、北浦地方というのは雄物川支流の玉川・檜木内川流域の河谷山地圏で、範域は角館以北に限定されているが、当時は現在よりはるかに広がった。近世には北浦通と呼ばれ、すでにその頃、玉川、檜木内川筋に地域概念が移行しつづつあったと考えられる。上浦は雄勝郡を主とする地方で、北浦の領域が北漸収縮したのに対して、ほとんど消滅した称である。つまり上浦は過去だけの地名であり、いわば「化石化したもの」である。明治期にはすでに「化石化」しつづつあったと思われる。おそらく江戸期に雄勝郡を復してから、大略上浦と地域概念をおなじくした雄勝が優勢となって上浦を駆逐した結果であろう。北浦・上浦ともに戦国期における一種の私称郡号であり、雄勝仙三郡は建郡以来の、また中央集権的幕藩体制下の公称郡号である。公称郡号は、中世系乱の世には私称郡号、荘園名（私称）などの乱立によって、ほとんど有名無実となったのである。

地名にたいする侵蝕営力はいうまでもなく人間であり、河川による侵蝕を河蝕というならば、まさにこれは「人蝕」である。地形が侵蝕によって刻々変化するならば、地名すなわち地域概念は「人蝕」によって刻々と変動してゆく。人蝕はその

地の生活感情を敏感に反映し、それによって選択侵蝕をおこなう。地名の発達段階すなわち地名の温存の程度に差があるのはこのためである。北浦の北漸、上浦の死滅は、この段階の差とみられる。

地形が終末準平原に到達するのと同様に、地名は「化石」となって古文書の「堆積層」のなかから発見される。「選択人蝕」のすえ抹消した「化石地名」は地域の生活感情の末路である。地盤の相対的隆起などによって侵蝕が復活する状態は、公的な、あるいは法的な、もしくは強力な制度や規制力ないし圧力などによってもたらされ、ときにかつての地名が回春する。雄勝などはその段階である。また、このような際に新地名の誕生がみられる場合もある。

⑤ たとえば地図上への註記や地名事典編集、地域研究などにおける地名採択の場合など。

⑥ このことは、地形自然地域の統一的集成的方法論上の性格が多分に法的、類型的であるのと対照的である。

⑦ なお、自然地域名として顕著なまとまりをもつ村山盆地の呼び名にも山形盆地という呼び方があり、また置賜盆地と米沢盆地も同様の関係にあつて(本文「長井地区」の項参照)、全国的にこの種の例を広くみることができるといえる。このような地名の併存は地名における大きな問題点を提起している。このテーマに関しては地名学方法論の分野でなお十分に研究されなければならぬ。(註①末尾「地名時評」シリーズ参照)。

⑧ 「庄」は非当用漢字、ただし人名用漢字。「荘」は当用漢字であるが教育漢字ではない。音訓は「ソウ」しか認められていない。固有名詞の漢字は、漢字制限の枠外ではあるけれども、戦後の事情についてはこうした点をいちおう考慮する必要がある。とくに教育面に関係する場合には、その処置の解釈に割りきれないことが多い。

⑨ 海上保安庁水路部では、瀬戸内海の公称を単に「内海」としているが、一般にはこの使用慣習はないようである。水路部でも最近「瀬戸内海」を公称とするような動きをみせている。

⑩ 紀北、紀南と対応するが、最近「南紀」なる名称が観光面で流通するようになった。対応するものがなく(非対応型)、南紀だけで単独に使われるようであり、思うに国鉄の宣伝用語? としてつくられたのではないか。歴史的地域名称には見られず、概念も明確でない。タイプ八の新興地域型だが、歴史的風土の構成要素としての地名観の問題からすれば、心ない処置である。註①拙稿「風土と地名―その保存と改名の問題―」参照。

⑪ 南薩と薩南はやや異った地域を示すものと思われる。南薩は北薩に対応し、薩摩国南部であるが、本陸を主体とし、薩南は薩南諸島の名のように薩摩南部の島々の地域に重点がおかれる。

- ⑫ 呉は呉羽山。黒は黒部川。甲は六甲山。鬼は鬼ヶ城山。
- ⑬ 表^{おもて}山中・裏^{うら}山中にわかれ、いま西山^{にしやま}という。犀川丘陵の地。
- ⑭ 東青は東津軽郡と青森市。三八は三戸郡と八戸市。八業は八名郡（いま自然消滅）と南・北設楽郡、とくに八名と南設（南設楽郡の略称）の地域。